

整理番号	3-12-4 /
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 <span style="float: right;">1,065</span>		
年月日	平成31年 4月30日~平成 年 月 日	金額	1,390 円

目的	県政に関する情報収集
使途	平成31年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や実行の参考に可。

《領収書貼付枠》

2019年 4月分 領収証 発証No 00022806-201904-1

**増田 たかひろ (事) 様**

銘柄	部数	金額
静岡新聞単	1	2,780

合計金額

**¥2,780**

(消費税込み)

購読料のお支払いは手数料無料の自動振替が便利です。

毎度ご購入有難うございます  
上記金額正に領収致しました

**(有)風間新聞**




掛川市駅前 4 - 6  
TEL 0537-24-4811

選挙期間、9日分を除く。  
 $2,780 \text{円} \times \frac{23}{30} = 2,131 \text{円}$   
 $2,131 \text{円} \times \frac{1}{2} = 1,065 \text{円}$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため	2,131	1/2	1,065
按分する	2,780 円	50%	1,390 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-d
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	家の光図書購読料		
年月日	平成31年 4月 1日～平成 年 月 日	金額	1,122 円

目的	農業生産・農村振興全般に関する情報を収集し、本県の農業振興施策に反映する
使途	平成31年度購読料 (@906円 : 4月分) 振替=16円
政務活動・ 県政との 関連性	農業生産・農村振興に関する情報を収集し本県の主要施策である農業振興に関する県政の 施策展開の参考とする。

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,122 円	1/1 100%	1,122 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

振込金受取書 (兼手数料受取書)  
現金預金受取書 (兼振込受付書) (兼手数料受取書)

31年4月1日

支店(所) 本 店

振込項目  
1:普通 2:当座 4:貯蓄 ⑨:その他  
フリカナ 住いセカリート  
フリカナ 家の光図書

金額  
十位 百位  
¥906

現金預金  
振込額  
手数料徴取区分  
1:印 2:捺 9:不  
手数料 500円

受取人  
フリカナ 増田 孝太  
フリカナ 掛川市 派生野 196

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりです  
が、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手  
は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

このJANマークをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)・振込受付書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店



印紙(200円)  
組合員または  
振込金+手数料  
5万円未満または  
振込金額+手数料  
による振込受付  
非課税

JANマーク

整理番号	3-12-4-4
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請謝等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成31年 4月10日~平成 年 月 日	金額	3,220 円

目的	議会人事編成 (会派議員総会)
使途	交通費 (JR 新幹線: 掛川駅⇄静岡駅 @1,610×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会の人事編成である
<<領収書貼付枠>> 回数券6枚綴り 1・2 枚目使用 	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,220 円	1/1	3,220 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-5
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

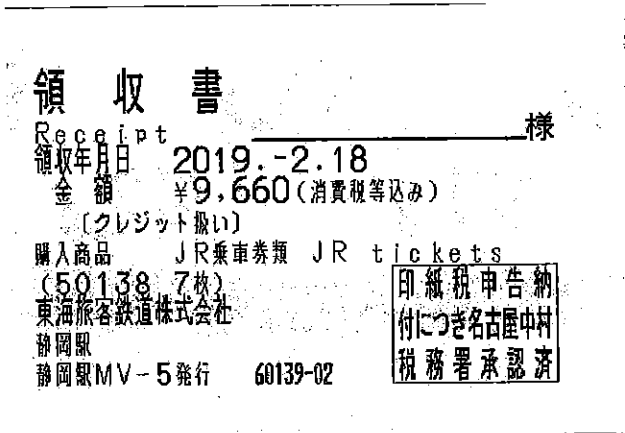
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・懇談情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成31年 4月16日～平成 年 月 日	金額	3,220円

目的	H31年度予算に関するレク
使途	交通費 (JR新幹線:掛川駅⇄静岡駅 @1,610×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県の新年度予算に関してである




《領収書貼付枠》  
回数券6枚綴り 3・X枚目使用  
領収証の原本は 3-12-4-4 に貼付



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,220円	1/1	3,220円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-6
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

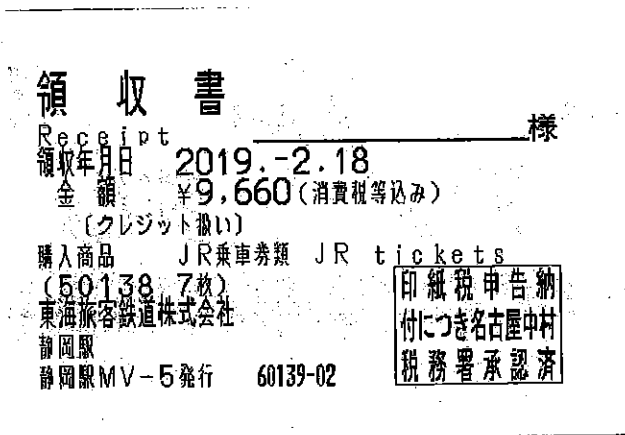
(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成31年 4月18日～平成 年 月 日	金額	3,220 円

目的	H31年度予算に関するレク
使途	交通費 (JR 新幹線：掛川駅⇄静岡駅 @1,610×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県の新年度予算に関してである

《領収書貼付枠》

回数券6枚綴り 5・6 枚目使用  
領収証の原本は 3-12-4-4 に貼付



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,220 円	1/1 100%	3,220 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-7
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成31年 4月19日～平成 年 月 日	金額	3,220円

目的	H31年度予算に関するレク
使途	交通費 (JR 新幹線：掛川駅⇄静岡駅 @1,610×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県の新年度予算に関してである

《領収書貼付枠》  
回数券6枚綴り ノ・み 枚目使用

**領 収 書**

Receipt \_\_\_\_\_ 様

領収年月日 2019.-2.18

金額 ¥9,660 (消費税等込み)

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
(10141 7枚)

東海旅客鉄道株式会社

静岡駅

静岡駅MV-5発行 20142-02

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,220円	1/1	3,220円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-8
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

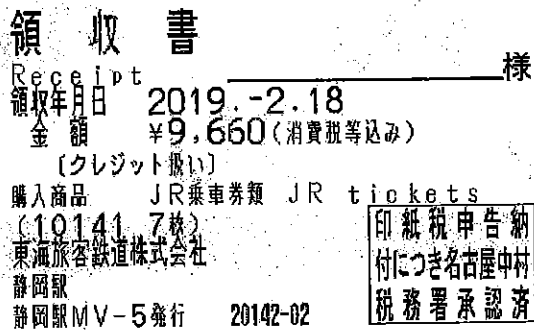
支出証 抛書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成31年 4月22日～平成 年 月 日	金額	3,220円

目的	H31年度予算に関するレク
使途	交通費 (JR新幹線:掛川駅⇄静岡駅 @1,610×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県の新年度予算に関してである

《領収書貼付枠》  
回数券6枚綴り 3・4枚目使用  
領収証の原本は 3-12-4-7 に貼付



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,220円	1/1	3,220円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	3-12-4-10
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話料		3,967
年月日	平成31年 4月24日～平成 年 月 日	金額	4,151円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	平成31年4月事務所電話料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名 増田 享大 様

お客様番号

2019年 4月ご請求分

金額(円) ¥12,080-

受取人 NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料) 0800-3335550

取入印 振込日 西暦 2019.4.24

取入印 振込貼付欄 (金額欄・CVS用)→お客様

領収金額 12,080円 × 1/3  
 $10,136円 - (1,250円 + 100円) = 8,786円 \times 28/31 = 7,935円$   
 (選挙期間×3日分を除く)  
 $7,935円 \times 1/2 = 3,967円$  を充当可。  
 (3/30-31日を紛失してT=0)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため	7,935		3,967
按分する	12,080円	50%	4,151円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



お客様電話番号等 BILLING NUMBER 0537-21-2700 請求年月 MONTH OF ISSUE 2019年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 3-12-4-10)

内訳項目金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆0537-21-2700 NTT西日本ご利用分 10,136			
	5,400	フレッツ 光ネクスト F 準利用料	合算
	-1,690	光もともっと割	合算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	合算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2	合算
	100	ひかり電話対応機器使用料	合算
	200	複数チャネル使用料	合算
	100	追加番号使用料	合算
	1,952	ひかり電話 (通話料)	合算
	-480	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	合算
	900	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合算
	1,250	電報料	合算
	4	ユニバーサルサービス料	合算
	100	発行手数料	合算
	50	取納手数料	合算
	750	消費税等相当額 (合計)	合算
	650	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算
	100	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	合算
		合算表示の料金合計×8% 個別表示の1件毎の金額×8%	合算

\*\*\*NTT西日本からのお知らせ\*\*\*  
 ※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)  
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)  
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)  
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。  
 \*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。  
 M30021211001\_02511\_02476\_00 E

整理番号	3-12-4-11
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO 法人 f.a.n 地域医療を育む会年会費 (4月分)		
年月日	平成31年 4月28日~平成 年 月 日	金額	166 円

会の趣旨・目的	地域住民が安心して生活していく上で欠かすことのできない地域医療体制を考え、医療や健康に関する市民目線での普及啓発を通じて、地域の保健・医療及び福祉の向上に寄与する。
会の活動内容等	地域医療講演会・勉強会の開催、「子どもの救急対応ガイドブック」の作成、出張出前講座の開催。
政務活動・県政との関連性	県には保健・医療計画があり、適切な医療環境整備とともに、適切な受診環境の整備に向けた取り組みを進めている。

《領収書貼付枠》

・H31.4月分を充当  
 $2,000 \text{円} \times \frac{1}{12} \text{ヶ月} = 166 \text{円}$

※ 添付書類：団体の会則・事業概要 その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	166		166 円
	2,000円	100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

増田 七〇ひろ

様 No.

★

¥ 2,000

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等 ( % )

但 正会員会費

H31年4月28日 上記正に領収いたしました

収入印紙

NPO法人

f.a.n.

地域医療を育む会



f.a.n.  
felicity approach network

# 地域医療を育む会

「f.a.n.地域医療を育む会」について

地域医療を守り、育むためには病院や行政の力だけでなく、私たち一人一人が自分の体に責任を持ち、医療や健康へ関心を高めることで、一緒になって支えていかなければなりません。

医療機関を上手に利用することで、本当に必要なとき、必要な人が必要な医療を受ける事ができます。

f.a.n.地域医療を育む会は、医療や健康に関する市民目線の普及啓発に取り組んでいます。

f.a.n.地域医療を育む会の活動  
「ありがとうメッセージボード」の運用  
「子どもの急病対応ガイドブック」の作成  
「出張 f.a.n.地域講座」の開催  
広報紙「f.a.n.」の発行・配布  
啓発グッズの作成  
f.a.n.地域医療講演会・勉強会の開催 等  
※川崎市地域医療推進員、川崎市特別活動員等の業務に限り、報酬はございません。

## 地域を良くするための仲間を募集しています！



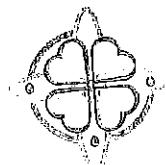
f.a.n.地域医療を育む会では、この地域の医療や福祉について勉強したり考えたい方、関心のある方を募集しています。  
医学的な知識は不要です。  
あなたの知りたい、聞きたい事など一緒に勉強したり考たりしませんか？  
興味をお持ちの方は、下記問い合わせ先までお気軽に御一報ください。

## 協賛いただける企業を募集しています！！

働く世代が多くなる各企業では、健康問題が大きなテーマとなります。  
この地域をリードする企業の皆様にも、ぜひ共に活動をしていただきたいと期待しています。  
私たちの活動に賛同いただける協賛企業を募集しています。



問い合わせ先  
武田 090-4866-3615  
戸塚 090-1271-5610  
E-mail fan.kakazawa@gmail.com  
Facebook 「f.a.n.地域医療を育む会」



### f.a.n.地域医療を育む会シンボルマーク

中央の四つ葉は、医療・福祉・行政・市民を表しており、お互いが支え合い協力し合う中で、この地域の医療の継続と発展を願う思いが込められています。

その周りの羽根は、お茶の新芽を守る防霜ファンをイメージしており、この地域の医療・福祉に新しい風を送り、芽を守り育てていくことを期待してデザインしています。

3-10-4-11

こんな時、何をしたらいいの？  
こんな時、何をしたらいいの？  
こんな時、何をしたらいいの？

こんな時、何をしたらいいの？  
こんな時、何をしたらいいの？  
こんな時、何をしたらいいの？

こんな時、何をしたらいいの？  
こんな時、何をしたらいいの？  
こんな時、何をしたらいいの？

こんな時、何をしたらいいの？  
こんな時、何をしたらいいの？  
こんな時、何をしたらいいの？

f.a.n.地域医療を育む会

f.a.n. felicity approach network

地域医療を守り育むために～  
f.a.n.地域医療を育む会では、市民の皆様と一緒に出来ることを、一歩ずつ進めていきます。

活動宣言  
「自分がかかりたい医療者として、地域医療を育む会を通じて、地域医療の質を向上させ、市民の健康を守りたい。」  
「地域医療を育む会を通じて、地域医療の質を向上させ、市民の健康を守りたい。」  
「地域医療を育む会を通じて、地域医療の質を向上させ、市民の健康を守りたい。」

自分の体に關心と責任を持ちましょう！  
医療や健康に関する関心を高め、上手に医療を利用できるよりに参加を促しています。  
「子どもの急病対応ガイドブック」を活用した出動練習や町内手当て AED使用の講習にも取り組んでいます。

NPO法人 f. a. n. 地域医療を育む会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 f. a. n. 地域医療を育む会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中東部地域住民が安心して生活していく上で欠かすことのできない地域医療体制を考え、住民自らが健康の維持増進を図り、医療等に関する関心を高めるとともに医療、健康、福祉、介護との絆を深め、地域保健・医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの増進を図る活動
- (3) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 地域医療に関する啓発・情報発信事業
  - ② 地域医療に関する学習会開催事業
  - ③ その他、法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込む

のとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらか

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

じめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、解任又は任期満了後に於いても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

8 前項の規定により表決した正会員は、第29条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第8号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。



第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監事の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	武田和子
副理事長	戸塚明美
理事	八重樫隆子
同	二村千恵子
同	岩倉ひろ子
監事	松本敬枝
同	村松篤

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員会費 2,000円 (1年間分)
- (2) 賛助会員会費 (個人) 1口 500円 (1口以上) (1年間分)
- 賛助会員会費 (団体) 1口5,000円 (1口以上) (1年間分)

整理番号	3-12-4-1A
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	事務員雇用 <span style="float: right;">19,166</span>		
年月日	平成31年 4月30日～平成 年 月 日	金額	19,159円

目的	政務活動補助を行う事務員雇用
使途	平成31年4月分人件費
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》  
50000×1/2×23/30=19,166

給料支払明細書  
(平成31年 4 月分)

殿

労働日数	労働時間	所定時間外労働	日		支給	控除	差引支給額
			直前	翌日			
			52000				
					185000		
							50000
							19166

係印

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 按分する。	50,000円	1/2×23/30	19,166
		50%	19,159円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-13
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費				
内容	事務所賃貸料 <span style="float: right;">21,155</span>				
年月日	令和1年 5月 7日～	年 月 日	金額	<del>21,114</del> 円	

目的	政務活動を行う事務所賃貸料
使途	平成31年4月分賃貸料・水道料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

選挙期間を70分を除く。  
 $55,188 \times \frac{1}{2} \times \frac{23}{30} = 21,155$  円

かけしん 全国しんきんネット  
お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	取扱店番・受付番号
01 05 07	15130247-0319
お取引店	口座番号
お取引金額	万円券 千円券 500円 100円 50円
お取引	お引出 二千円券 10円 5円 1円
手数料	¥108 通帳頁
時刻	14:29
お取引金額	¥55,080*
説明コード	お取引後残高

掛川信用金庫  
 お受取人 本店営業部  
 本当座 0000001447  
 カヨシマ様  
 案 マスダ タカヒロ様  
 0537-21-2700  
 お依頼人



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため	55,188	1/2×23/30	21,155
按分する	55,080 円	50%	<del>21,114</del> 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-14
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

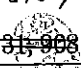
(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 <u>資料購入費</u> 事務費・事務所費・人件費		
内容	日本農業新聞購読料 (4月分)		
年月日	令和1年 5月 8日~平成 年 月 日	金額	2,659円

目的	日本の農政全般に関する情報を収集し、本県の農業振興施策に反映する
使途	平成31年度購読料 (@2,623×1月分)
政務活動・ 県政との 関連性	同紙は国内最大の農業情報専門新聞であり、様々な農業に関する情報を収集し本県の主要施策である農業振興に関する県政の施策展開の参考とする。

《領収書貼付枠》

$$31,908円 \times 1/12 \times 1月 = 2,659円$$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,659  31,908円	100%	2,659円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

振込金受取書(兼手数料受取書)

〒150-8501 東京都目黒区三軒がわ 1-1-1 JA 東京中央銀行 目黒支店

1年5月8日

金額 10位 百位 千位 万位  
 31476

振込額 未払済小切手 枚  
 振込額 10位 百位 千位 万位  
 31476

振込日 指定日  
 起算日 振込日

手数料 徴収区分 手数料(税込)  
 1:前納 2:後納 9:不要 手数料 31476

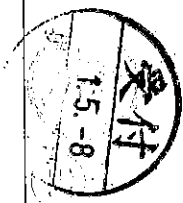
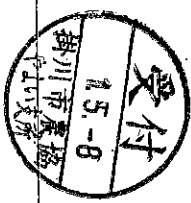
振込先 1:普通 2:当座 4:積立 ⑨:その他  
 ⑨:他 口座番号  
 振込先 振込 振込 振込  
 振込先 振込 振込 振込

受取人  
 お名義 JA 豊洲夢味「日本農業新聞」様  
 フリガナ ナカノ サカヒロ

ご依頼人  
 お名義 豊田 正太郎 様  
 フリガナ トヨダ テカズ  
 〒 435-0054 (0517) 21-2700  
 静岡県浜松市 196

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)・振込受付書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店



印紙(200円)  
 組合員または  
 振込金額十数字料  
 57円未満または  
 57円未満未満等  
 に係る振込受付  
 非課税

このJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

JAバンク

整理番号	3-12-4-16
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田亨大)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	大日本報徳社年会費 (4月分)		
年月日	令和1年 5月 8日～	年月日	金額 833円

会の趣旨・目的	公益社団法人大日本報徳社は、報徳訓のもと、地域社会の発展を図るため、報徳運動を実践することを広める活動を行っている。
会の活動内容等	毎月の常会や総会、適宜開催される勉強会や研修会、講演会の開催。
政務活動・県政との関連性	道徳学習や県民生活の向上は県の重要施策である。

《領収書貼付枠》

平成31年1月～令和元年12月  
 令和元年12月迄  
 10,000円 × 1/12月  
 = 833円

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
01-05-0823010	00270-4	A93230010	*0
取扱店	取扱口座	料金額	振替受付票
カケカワ	00270-4	1311	*0
払込金額 *10,000円 払込口座 00270-4 1311 振替受付票 *0 払込みの証拠となるものですか ら大切に保存し たら下さい。消置 料金は含まれて いません。 (ゆうちょ銀行)			
入金額		*10,000	
おつり		*0	
“あんしん” & “べんり” な スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay			

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	833	100%	833円
	10,000円		

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

公報発第64号  
平成31年3月15日

公益社団法人大日本報徳社  
個人社員 各位

公益社団法人大日本報徳社  
社長 鷲山恭彦

平成31年度公益社団法人大日本報徳社個人社費納入について(お願い)

春分の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、報徳社運動の推進につきまして深いご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年度の社員総会を3月14日に開催し、平成31年度事業計画・予算をご承認賜り、社費につきましても昨年と同額にてお願いさせていただくことになりました。

つきましては、誠に恐縮ですが6月28日までに個人社費(年会費)の振込をお願い申し上げます。ご出費ご多端の折、誠に恐縮に存じますがよろしくお願い申し上げます。

本状と行き違いでご送金をいただいた場合には、深くお詫び申し上げます。

記

1 個人社費 10,000円

事業年度 毎年1月1日～12月31日

2 納入期日 6月28日(金)

事務局長 TEL 107  
確認済 5/16 15:10

※社費納入の際に発行される控えをもって会費納入の領収書に代えさせていただきます。領収書の発行を希望される方はご連絡連絡くださいますようお願い申し上げます。

公益社団法人大日本報徳社  
専務理事 [ ] 事務局長 [ ]  
電話 : 0537-22-3016  
FAX : 0537-23-5523



## 公益社団法人 大日本報徳社

大日本報徳社は、二宮尊徳の「報徳の教え」を広めるための全国組織の本社です。国の重要文化財である大講堂を始め、明治

期を  
中心に建てられた仰徳記念館・仰徳学寮・冀北学舎・正門・報徳図書館の見学と貸室、また様々な講演会等を行っています。

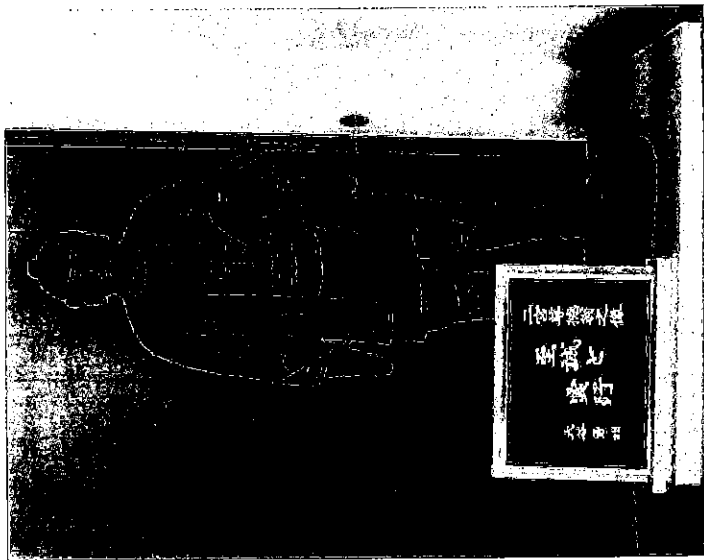
歴史 報徳思想と大日本報徳社

### 報徳とは

報徳とは、二宮尊徳（1787年～1856年）が、その生涯の生活と体験を通じて社会道徳の規範を考え、人間として社会生活を行うための行動の基本となるものをつくり、自ら実践し、それをそのまま雛形として後世に伝えられたものであります。

その特色とするところは、生活信条となる道徳、即ち生活やモラル等一般的な道徳活動と経済活動は、別々なものであつてはならないとされています。

私どもは、自分の利益や幸福を追求するだけでなく、父母、夫婦、兄弟を始めわれわれをとりまく一般社会、広くは天地大自然から受けている恩徳に感謝し、これに報いる行動をとることが大切です。それがまた、人々の為、社会の為になるばかりでなく、自分の為にもなり、結果的にその行動が経済的利益とむすびつくと考えます。したがって、あくまでも道徳と経済とは一元化されたものであるとされています。



### 報徳思想と大日本報徳社の歴史

報徳運動は、明治維新前後の日本の近代化黎明期に、二宮尊徳の唱えた報徳思想の普及をめざし、道徳と経済の調和を説き、困窮する農民の救済をはかり、全国に広まりました。この遠州地方には安居院義道庄七がもたらしました。そして、尊徳高弟の岡田良一郎の指導活動が盛んだった掛川は、やがて全国の報徳運動の中心となり、「大日本報徳社」が開設されました。

二宮尊徳は幼名を金次郎といい、少年時に両親と死別。以後、貧しい暮らしの中で勤労に励み、独学で豊かな見識を育み、全匡各地の困窮した600余の農村の救済に手腕を発揮しました。

その行動から培った知恵を、二宮尊徳が体系化して唱えたものが「報徳の思想」です。それは、様々な生活様式（仕法）として人々の暮らしに定着していくき、その教えを百八文字にまとめたものが「報徳訓」です。

人間の欲を認めながらも、周りとたくみに調和させ、心もお金も同時に豊かに育もうという倫理思想は、農村救済の枠を越えて幅広い分野に浸透

しました。炭沢栄一、安田善次郎、豊田佐吉、松下幸之助、土光敏夫をはじめとす、多くの経済人たちにも多大な影響を与え、今も脈々と息づいています。

尚2003年からは、北京大学等から都市農村の格差是正思想として尊徳思想が評価され、国際二宮尊徳思想学会が隔年に開かれています。



安居院義道庄七

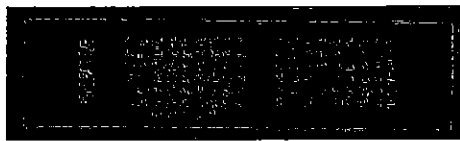
### 【報徳訓】

報徳の教えを百八文字にまとめたものが「報徳訓」です。

### 報徳訓

父母の根元は天地の今命にあり  
身体の根元は父母の生音にあり  
子孫の相続は夫婦の丹精にあり  
父母の富貴は祖先の勤功にあり  
我身の富貴は父母の積善にあり  
子孫の富貴は自己の勤勞にあり  
身命の長壽は衣食住の三にあり  
衣食住の三は田畑山林にあり  
田畑山林は人民の勤耕にあり  
今年の衣食は今年の産業にあり  
来年の衣食は今年の艱難にあり  
年々歳々報徳を忘るべからず

「報徳訓」  
岡田良一郎直筆  
(大日本報徳社二代目社長)



公益社団法人 大日本報徳社

436-0079 掛川市掛川1176番地

TEL : 0537-22-3016

FAX : 0537-23-5523

E-mail [dainihonhoutoku@cy.tnc.ne.jp](mailto:dainihonhoutoku@cy.tnc.ne.jp)

TEL:0537-22-3016 FAX:0537-23-5523

● 社員の特典

- 1 大日本報徳社の社員として、当社が主催する全国大会や研修会、常会、講演会などに自由に参加できます。
- 2 大日本報徳社の機関紙『報徳』（月刊誌）を毎月配布します。
- 3 大日本報徳社社員証、バッジ、「報徳の家」の門標を交付します。



公益社団法人 大日本報徳社

436-0079 掛川市掛川 1 1 7 6 番地

TEL : 0537-22-3016

FAX : 0537-23-5523

E-mail [dainihonhoutuoku@cy.tnc.ne.jp](mailto:dainihonhoutuoku@cy.tnc.ne.jp)

[概要 | プライバシーポリシー | Cookie ポリシー | サイトマップ](#)

[ログイン](#)

## 公益社団法人 大日本報徳社

大日本報徳社は、二宮尊徳の「報徳の教え」を広めるための全国組織の本体です。国の重要文化財である大講堂を始め、明治

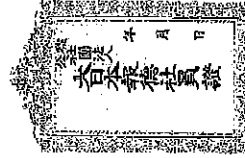
期を

中心に建てられた仰徳記念館・仰徳学寮・冀北学舎・正門・報徳図書館の見学と貸室、また様々な講演会等を行っています。

[組織・入会案内](#) >> [入会案内](#)

### 入会案内

報徳運動は「道徳と経済の調和」による実践活動を通じ、個人の暮らしや地域社会が豊かで安定したものにすることを目的としています。一人一人の実徳と、報徳社員の連携と情報共有により、道徳と経済の調和した社会を目指します。



- 個人社員 年会費10,000円
- 賛助社員
  - 構成員 30名以下の団体 30,000円以上
  - 構成員 30~100名以下の団体 50,000円以上
  - 構成員 100名以上の団体 100,000円以上

● 入会に関する資料のご請求

公益社団法人大日本報徳社

〒436-0079 静岡県掛川市掛川1176

整理番号	3-12-4-17
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	MRC マネージメントリッチクラブ年会費 (4月分)		
年月日	令和1年 5月 8日～	年月日	金額 3,018円

会の趣旨・目的	MRCは会員企業が地域経済をけん引すべく、地域経済や経営に関する様々な課題解決に向け、研修会や意見交換会を実施する。
会の活動内容等	経済・経営に関する講師を招いての講演会・研修会の開催、先進企業視察。
政務活動・県政との関連性	県には中小・小規模企業振興基本条例が制定されている。

《領収書貼付枠》

平成31年4月 充当分  
 $36,216円 \times \frac{1}{12} \times 4月 = 3,018円$

かけしん 全国しんきんネット  
お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	取扱店番・受付番号
01 05 08	15130017-0042
お取引店	口座番号
お取引金額	万円 千円 百円 50円 100円 50円
振込	千円 10円 5円 1円
手数料	¥216 振振員
時刻	11:24
お取引金額	¥36,000*
説明コード	お取引後残高
	*****
掛川信用金庫	
本店営業部	
普通 0000039762	
③人 マネージメント リッチ クラブ様	
お取り寄せ ¥3,995*	
④案 マスタカヒロ様	
⑤内 0537-21-2700	

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (

掛川信用金庫

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,018円 36,216円	100%	3,018円

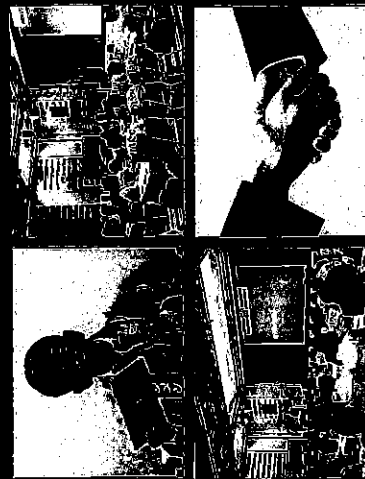
※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# MRC 2019

# 経営者と幹部のための

# 講座

経営者に求められる経営の基本的スキルと  
美しい決算書を求め、体系的・計画的に啓発します！

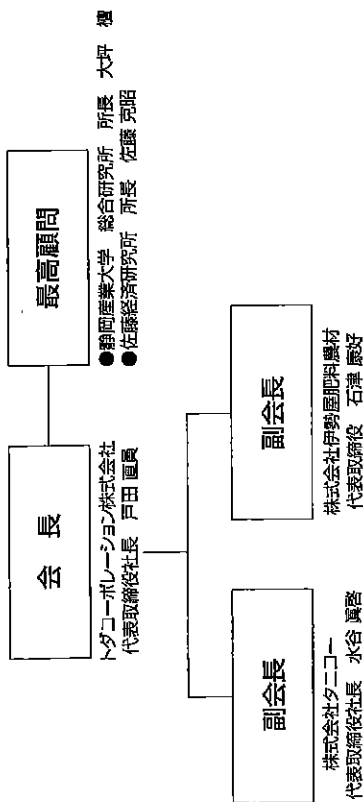


第19期テーマ  
住む世界を俊敏に変える

MRC  
マネージメント・リッチ・クラブ

MANAGEMENT RICH CLUB

## マネージメント・リッチ・クラブ (MRC) 第19期組織図



運営委員会	
委員長	小澤 一 裕
運営委員	川 人 拓 也
委員	小 沼 豊 和
委員	高 野 智 良
委員	松 井 淳 浮
委員	横 山 哲 夫
出張研修委員	森 努
委員	松 下 晴 彦
委員	島 崎 直 美
委員	岩 田 浩 一

### MRC入会申込書

MRCに入会をご希望の方は、下の入会申込書に必要事項を明記のうえ郵送本報までFAXでお送りください。  
またMRCホームページ内の入会申込みもご利用いただけます。

MRC入会申込書 年 月 日

希望会員  正会員  賛助会員

※ご家族をお誘いください。

フリガナ

姓 名 前	_____
会 社 名	_____
役 職	_____
住 所	_____
住 所	〒 _____
連絡先 TEL	_____ FAX _____
携帯電話番号	_____
携帯メールアドレス	_____
メールアドレス	_____
ホームページアドレス	_____
紹介者名	_____
ご署名	_____
ご質問	_____

※FAXにてお申し込みの際は、この入会申込書をごコピーしてご利用ください。



お問い合わせ先 〒436-0112 静岡県静岡市清水区427 株式会社トダックス内 MRC事務局 (伊豆市・山崎)  
**TEL(0537)26-2161 FAX(0537)26-2123**  
 ■ホームページ <http://www.mrc2.jp/> ■携帯電話 090-5005-2856  
 ■パソコンメール [info@mrc2.jp](mailto:info@mrc2.jp) ■携帯メール [mrc21-98988951renraku@docomo.ne.jp](mailto:mrc21-98988951renraku@docomo.ne.jp)

**MRC**  
MANAGEMENT RICH CLUB

# 経営者のカリキュラム

第19期 2019年度MRC活動計画 (2019年4月~2020年3月)

## 「住む世界を俊敏に変える」

月日	内容	講師
2019年 4月15日(月)	第219回 MRC 総会 『先人に学ぶ起業家精神』	MRC顧問 新藤岡学園 学園長 静岡産業大学 総合研究所 所長 大坪 禮 氏 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
5月20日(月)	第220回 定例会 『我が経営を語る』	株式会社 ケー・イー食品開発 代表取締役 大木 和己 氏 (千葉県)
6月10日(月)	第221回 定例会 『行政書士の果たす役割〜現実の特上カ(チ〜)』	古橋洋美行政書士事務所 所長 古橋 洋美 氏 (会員)
7月8日(月)	第222回 定例会 『我が経営を語る』	有限会社 井上誠耕園 代表取締役 井上 智博 氏 (香川県) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
8月5日(月)	第223回 定例会 『静岡理念塾』	大崎堂食品工業株式会社 代表取締役社長 辻 将央 氏 (奈良県) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
9月9日(月)	第224回 定例会 『我が経営を語る』	株式会社 入河屋 代表取締役社長 松岩 善治郎 氏 (会員)
10月21日(月)	第225回 定例会 『我が経営を語る』	株式会社 山三商会 代表取締役社長 野口 英司 氏 (愛知県)
11月18日(月)	第226回 定例会 『あん造りひとすじに感謝』	有限会社 小沼製菓所 代表取締役 小沼 豊和 氏 (会員)
12月9日(月)	第227回 定例会 忘年会 ※ 開催場所 検討中	芸者さんと楽しい一時を ※ 株式会社システック会社見学会 PM.3:00~5:00 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
2020年 1月20日(月)	第228回 定例会 新年会 『新春講話』	MRC顧問 佐藤経済研究所 所長 佐藤 克昭 氏 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
3月16日(月)	第229回 定例会 『我が経営を語る』	トダホームサービス株式会社 専務取締役 島崎 直美 氏 (会員)

日曜・陽祭及び内容は変更になる場合があります。

# 二代目・幹部から経営者になるためのカリキュラム

活動計画 (2019年4月~2020年3月)

## 出張研修事業委員会

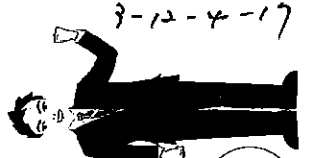
月日	内容	講師
2019年 6月 19日(月)~16日(日)	海外研修 『ベトナム』 コース・面接会・学校訪問・観光	※ 時差を見て変更します。 ジェトロ・企業訪問・人財送出機関 ※ 希望者は現地で技術者採用面接会
8月	工場見学会及び理念浸透会議見学会 (松下工業ガストルームにてコンパ)	株式会社 松下工業 専務取締役 松下 晴彦 氏 (会員)
12月9日(月)	忘年会 システック会社見学会 PM.3:00~5:00 ※ 夜は忘年会	株式会社 システック 代表取締役社長 樺村 一成 氏 (会員)
2020年 2月	国内研修	未定

年会費	MRC正会員 (経営者・経営にたずさわる管理者又は後継者)	MRC賛助会員 (学生・学生・主婦・一般社員)
36,000円 (月額3,000円を年費初に一括納入する。)	24,000円 (月額2,000円を年費初に一括納入する。)	
定期会参加費	懇親会なし・会員(1名1回):2,000円 ゲスト(1名1回):3,000円	懇親会なし・会員(1名1回):2,000円 ゲスト(1名1回):3,000円
	懇親会あり・会員(1名1回):5,000円 ゲスト(1名1回):7,000円	懇親会あり・会員(1名1回):5,000円 ゲスト(1名1回):6,000円

入会金の お振込先	金融機関名	店名	種類	口座番号	口座名義
	掛川信用金庫	本店	普通	39762	マネージメント・リッチクラブ 会長 戸田直良

※ ゲスト様の3回目以降の参加希望の場合は、ご入会いただき、年会費をお支払いいただけます。

**豊かな会社をつくらう**  
会員の経験と知識によって、  
企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくりまします。



**豊かな経営者になるう**  
現代の経営者に要求される総合的力が能力を磨きます。

**豊かな経営環境をつくらう**  
中小企業の経営を円り、  
果敢させるために経営戦略の改善に努力します。

### 基本理念

3-12-4-17

## 平成31年度 通常総会

第19期 総会 スケジュール

日時 2019年4月15日(月) 18時

場所 掛川グランドホテル



マネージメント・リッチ・クラブ

期番	内 容	2019年4月15日 時 間
第一部 第19期総会	1. 開会の辞 2. MRC基本理念 唱和 3. 会長の挨拶 4. 議事 一. 第18期活動報告と反省 二. 第19期活動計画(案) 三. 第18期決算報告と監査報告及び第19期予算(案) 四. 第19期役員紹介 5. 閉会の辞	PM6:00 ~ PM6:45
第二部 記念講演	1. 講演者紹介 顧問による基調講演 MRC顧問 新静岡学園 学園長 静岡産業大学 総合研究所 所長 大坪 慎氏 『先人に学ぶ起業家精神』	
	インフォメーション 【第220回 MRC定例会】 2019年5月20日(月) 講師：株式会社 ケー・イー食品開発 代表取締役 大木 和己氏(千葉県) 『我が経営を語る』  【第221回 MRC定例会】 2019年6月10日(月) 講師：古橋洋美行政書士事務所 所長 古橋 洋美氏(会員) 『行政書士の果たす役割～現実の特上カバチ～』	PM6:45 ~ PM7:30
第三部 懇親会	1. 開会の辞 2. 副会長挨拶 3. 乾杯 4. 新入会員紹介 5. 閉会の辞	PM7:30 ~ PM9:30

1

### マネージメント・リッチ・クラブ(MRC) 基本理念

平成31年4月15日

#### <三つの目的>

- 豊かな会社をつくる  
    会員の経験と知識によって、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくります。
- 豊かな経営者になろう  
    請負に学びあい、現代の経営者に要求される総合的な能力を養います。
- 豊かな経営環境をつくる  
    中小企業の経営を守り、繁栄させるために経営環境の改善に努力します。

#### <自主・民主・連帯の精神>

～MRCの運動、活動の進め方についての基本的態度～ 知り合い；学び合い；接け合いの精神

自主；他のいかなる所からも干渉や支配も受けません。会員の主体性を守ります。  
民主；会員の要求や意見に基づいて運営し、ボス支配を排除します。  
連帯；会員同士の相互の高まりあいから生まれる深い信頼関係を築きます。会員以外の人との融合、協力も進める立場をとります。

#### <国民や地域と共に歩む中小企業>

～MRCがめざす中小企業～  
優れた商品やサービスを提供し、人々の生活の向上と地域経済の繁栄を支え、豊かな国民生活の実現に貢献するという、社会的使命感を自覚した企業活動を目指します。

～新しい時代が求める21世紀型中小企業～  
・自社の存在意義を改めて問い直すとともに、社会的使命感に燃えて事業を行い、国民と地域社会からの信頼や期待に高い水準でこたえられる企業。  
・社員の創意や自主性が十分に発揮できる社風と理念が確立され、労使が共に育ち合い、高まり合いの意欲に燃え、活力に満ちた、豊かな人間集団としての企業。

### マネージメント・リッチ・クラブ(MRC) 活動方針

#### <活動目標と課題>

- 会員企業がそれぞれ地域オンリーワン企業を目指し、お互いに「知り合い、学び合い、接け合い、切磋琢磨し合い」自己研鑽をはかります。
- 会員同士が本音で経営を語り合い、率直、真剣な意見交換、アドバイスをし合える活動、「定例会」を確立します。
- 会員同士の絆を強め、お互いが先生になり、生徒になって「塾生」の関係を目指し、共に行き抜く同志関係をつくります。
- 必要に応じて講師を招き、講師例会とします。
- 活動の基本は、三つの目的『豊かな会社をつくる』『豊かな経営者になろう』『豊かな経営環境にしよう』の実現に集約されます。
- 政治活動や、ボランティアはしません。専ら中小企業経営者に関する様々な課題について研究し、研鑽し、自らの成長を図る道場とします。

#### <活動体制>

- 月1回、会員および一般ゲストを含めた定例会を開催する  
    ※講師によっては一部有料の場合があります
- 会員は定例会には必ず参加して学び合う。
- 定例会では会員が自社の問題点など話題提供をし、意見交換をし、会員交流を積極的に行う。
- 当面会員数は200社を目標とし、150名以上の参加者が実現したところで分金を検討する。
- 役員は会長1名、副会長2名を置く。
- 委員会は運営委員を置き、委員長を任意会長が指名する。
- 会員は、正会員・賛助会員を設け、正会員は経営者・経営にたずさわる管理者又は後継者、賛助会員は学者・学生・主婦・一般社員とする。
- 入会希望者は3役もしくは委員会担当者が面接を行い役員会で承認する。
- 会費について、正会員は年間36,000円(月額3,000円)、賛助会員は年間24,000円(月額2,000円)を年度初に一括納入する。正会員・賛助会員とも、定例会の参加は一人1回2,000円を、ゲストとしての定例会の参加は一人1回3,000円を徴収する。
- 会計は単年度会計として、繰り越し金は最小限に押さえる。
- 任期、役員改選方法、その他細部の規約については別途定める。
- 休会期間は1年とし、休会期間中の年会費は免除とする。  
    休会期間中の定例会及び出張研修等の出席はゲスト扱いとする。  
    休会期間の期限までに連絡の無い場合、組織の意志が無いものとみなし、自動的に退会とする。

整理番号 3-12-4-18

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 孝大)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	内外情勢調査会年会費		
年月日	令和 1年 5月 13日 ~ 平成 年 月 日	金額	16,209円

会の趣旨・目的	一般社団法人内外情勢調査会は、公正な世論の醸成を目的とし、全国各地の企業経営者や諸団体のトップらが会員として入会し、会員への講演活動や資料提供により、国内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進を図る。
会の活動内容等	全国の会員を参加対象とする全国懇談会と、各地域の会員で構成する152カ所の支部での支部懇談会において、政治、経済、国際、防衛、文化などさまざまな分野の著名な専門家を招き、それぞれ年間10回の講演会を開催し研鑽に努める。
政務活動・県政との関連性	政治、経済、国際、防衛、文化などはいずれも県の重要施策である。

《領収書貼付枠》

194508円 × 1/12ヶ月 = 16,209円

かけしん 全国しんきんネット  
お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	01 05 13	取扱店番・受付番号	15130277-0072
お取引店		口座番号	
お取引金額	194,400円	手数料	¥108
時刻	12:20	お取引金額	¥194,400*
説明コード		お取引後残高	

掛川信用金庫  
本店営業部  
普通 0000029989  
シャ)ナイカ"イソ"ヨウセイチヨウサカイ様  
案 マスダ" タカヒロ様  
053721-4350

※ 添付書類：団体の余則・事業概要・その他 (



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	16,209円	100%	16,209円
	194,400円		16,200円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



<p>定款</p>	<p>昭和29年12月1日設立 昭和30年2月4日改訂 平成15年11月1日改定 平成24年4月1日改定</p>
<p>定款</p>	<p>昭和29年12月1日設立 昭和30年2月4日改訂 平成15年11月1日改定 平成24年4月1日改定</p>
<p>定款</p>	<p>昭和29年12月1日設立 昭和30年2月4日改訂 平成15年11月1日改定 平成24年4月1日改定</p>

定款

第1章 総則

- (名称) 第1条 この法人は、一般社団法人内外情勢調査会と称する。
- (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議により、他たる事務所を必要な地に置くことができる。これを支店又は拠点を置く場合と同様とする。

第2章 目的及び事業

- (目的) 第3条 この法人は、国内外の情勢について、国民の知見の向上と理解の促進を図り、国内外の情報の収集、分析および調査を行うことを目的とする。
- (事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 講演会等の開催
  - (2) 国内外の情勢についての情報、資料の収集および調査
  - (3) 前号にて収集した情報、資料の翻訳、分析、編集、配布
  - (4) 前2号の資料および委託
  - (5) 図書等の刊行
  - (6) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は、日本国内および海外で行う。

第3章 会員

- (種類) 第5条 この法人に次の会員を置く。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
  - (2) 一般会員 この法人の事業に賛同することを主たる目的として入会した法人、団体又は個人
  - (3) 名誉会員 この法人に功勞のあつた者又は学識経験者で会長が承認した者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (入会) 第6条 この法人の正会員および一般会員になるようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
  - 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- (会費) 第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき、会費を支払わなければならない。
  - 2 前項の会員については、その会費を管理費用のために充当することができる。

(会員の権利) 第8条 会員は、この法人が開催する講演会等を聴講する資格を有し、この法人が提供する資料等の取用を受けることができる。

(任意退会) 第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名) 第10条 会費が次の各号の一に該当するときは、総会において該正会員の半額以上であつて、該正会員の議決権の3分の2以上の賛成を得て、これを除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を著しく又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他総会すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により会費を没収しようとする場合は、当該総会にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費没収の喪失)

第11条 前2条の各号の各号は、次のいずれが原因に該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促なお会費を2年以上納付しないとき
- (2) 該正会員が同意したとき
- (3) 会員が総見届期又は総見届期後の期日を過ぎたとき
- (4) 死亡、解散又は除名したとき

(会費没収請求に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失ひ、義務を負はれる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができる。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(権限)

- 第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般社団法人・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集及び開催)

- 第15条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
  - 2 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
  - 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 理事会において前掲の決議がなされたとき
    - (2) 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会から会長の目的たる事項及び召集の理由を示して請求があつたとき

(招集)

- 第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
  - 2 会長は前条第3項第2号の規定による請求があつたときは、理事会の決議を経て、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の開催の通知を通知しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会期の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、前条第1項と同様までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によつて、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を通知しなければならない。



(事業報告及び決算) 第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、理事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書 (中間財産増減計算書)
(5) 負債対照表及び貸借対照表 (正味財産増減計算書) の附属明細書
(6) 公益目的支出計画(要綱) (以下、「支出計画」という。公益目的支出計画の案が完了したことの承認を受けるまでの期間に限る。)
2 前項の承認をうけた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、理事会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3 第1項第1号から第5号の書類のほか、監事報告を主たる業務所に5年間、また、定たる業務所に3年前前入債、貸借対照表を主たる業務所に5年間または5年前前入債に備え置くこととし、定たる業務所に備え置くこととする。
4 第1項第6号の要綱報告については、この法人は、公益目的支出計画の案が完了したことの承認を受けるまでは、毎事業年度の経理後3ヶ月以内に行方に行出しなければならない。
5 何人も、この法人の業務所内において、計算書類等について法令の定めるところにより開示の請求をすることができない。

(長期借入金及び短期借入金の処分又は償還) 第50条 この法人が借入金をしよとするときは、その事業年度の収入をもって償還する長期借入金を除き、理事会において、理事総数(現任)の3分の2以上の議決を要しなければならない。

(会計原則) 第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
(剰余金の分配) 第52条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(議決の要項) 第53条 この定款は、総会において、修正委員の半数以上であって、修正委員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。
(合併) 第54条 この法人は、総会において、修正委員の半数以上であって、修正委員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人若しくは公益法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡を受けることができる。
2 この法人が合併をしたときは、公益目的支出計画の案が完了したことの承認を受けるまでは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行方に行出しなければならない。

(解散) 第55条 この法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。
2 この法人が解散(合併による解散を除く。)をしたときは、公益目的支出計画の案が完了したことの承認を受けるまでは、遅滞なく認可行方に行出しなければならない。

(後継財産の帰属) 第56条 この法人が解散するときに存する後継財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条1号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に譲渡させるものとする。

(公益目的支出計画の変更) 第57条 公益目的支出計画の変更しようとするときは、法令の定めるところにより、認可行方の認可を受けるものとする。

(監事) 第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、所定の職員を置く。
3 調整委員は、会長が理事会の承認を得て任命する。

第9章 事務局

第10条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、所定の職員を置く。
3 調整委員は、会長が理事会の承認を得て任命する。

(2) 会長以外の理事から会長の目的である事項を認めた旨を通知した旨を通知して承認を受けたときは、
(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の承認の通知が寄せられない場合に、その請求をした理事が承認したとき、
(4) 一般社団法人若しくは公益財団法人の定款第101条第2項、第3項の規定により監事から会長に推薦の請求があったとき、又は監事が推薦したとき。

(任期) 第36条 理事会は、会長が推薦する。ただし、理事会を前条第3号の規定により理事が推薦する場合及び前条第4号の規定により監事が推薦する場合を除く。

2 前条第3号の場合には理事会が、前条第4号の場合には監事が、理事を推薦する。
3 会長は、前条第2号又は前条第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を推薦しなければならない。
4 理事会を推薦する場合には、会長の自筆、捺印、目的である事項を記載した書面をもって、開会日の1週間前までに、会理及び監事に対して通知しなければならない。
5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開集することができる。

(開会) 第37条 理事会の招集は、会長がこれに務める。
(定款) 第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議) 第39条 理事会の決議は、この定款に別項の定めがあるもののほか、決議について特別の決議権を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(決議の省略) 第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について認めた場合には、その決議において、議決に加わることである理事の全員の署名又は捺印の記録により同様の意思を示したときは、その決議を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略) 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員の署名に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(選挙) 第42条 理事会の選挙については、法令で定めるところにより選挙区を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の選挙票に記載の氏名を記す。

(理事会の運営) 第43条 理事会の運営に關し必要な事項は、法令又はこの定款に定められるもののほか、理事会において別に定められる。
第7章 資産及び会計

(財産の類別) 第44条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定められた財産を基本財産とする。
3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び増分) 第45条 基本財産についてはこの法人は、正正に維持及び管理に努めるものとする。
2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合に、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理-運用) 第46条 この法人の財産の管理-運用は、会長が行う。
第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び報告) 第48条 この法人の事業計画案、収支予算案、収支決算案については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、直近の総会の承認を受けなければならない。これを必要とする場合は、同期とする。
2 前項の書類については、主たる業務所および定たる業務所に当該事業年度が完了するまでの間、備え置くものとする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第10章 公告の方法

- (公告の方法) 第59条 この法人の公告の方法は電子公告による。
- 2 前条その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、冒頭に開示する方法による。

第11章 情報公開および個人情報保護

- (情報公開) 第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める(情報公開規則)による。
- (個人情報保護) 第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の取扱いに関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(総任) 第62条 この章程に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この章程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第11条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第11条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特別団体の法人の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、前条の登記の日を準則年次の末日とし、前条の登記の日を準則年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表取締役は次に掲げるものとする。  
中田正博
- 4 この法人の初任の日に就任する理事及び監事は次に掲げる者とする。  
理事...中田正博 越後正人 本多裕雄 緒方四郎 佐々淳行 川崎威子 行天輝雄 石原健雄  
常務理事 齊藤邦彦  
監事...永井良孝 畠島忠男

整理番号 3-12-4-19

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	4,184
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。			議員氏名

≪領収書貼付枠≫

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用・後援会活動を含むため按分する	16,739 円	1/4	4,184 円
		25%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# ENEOS

## 納品書(領収書)

スタンプ貯めてティッシュをゲット  
 ※20L以上ガソリン・軽油で  
 スタンプ1コ! レシートは、  
 発行から1週間有効  
 2019年04月16日 10:08

売上  
 Tカード会員 様

現金会員  
 車両番号 実車番  
 0026-00  
 レギュラー P-14  
 61.22L \*  
 ￥8,877  
 (単価値引 1円 -￥61)  
 値引後単価 ￥8,816  
**合計 ￥8,816**  
 (内消費税等(8.00%) ￥653)  
 お預り ￥10,000  
 お釣り ￥1,184

Tカード番号: [REDACTED]  
 ポイント:基本P 40P  
 特別P 0P  
 今回計 40P  
 利用ポイント 0P

利用可能ポイント 8664P  
 本日付与されたポイントは2~3日  
 目以降に反映されます。有効期限切  
 等の理由で、Tカードにポイントが  
 加算されないことがあります。  
 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ  
 い。  
 現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。  
 ENEOSフロンティア南関東C o  
 DDセルフ掛川インター店  
 静岡県 掛川市上張863-1  
 TEL:0537-22-2299 SS-372534  
 ｼｰﾄNo 4352-05  
 デｰﾀNo5978-5979  
 999監視スタッ 2019/04/16

# ENEOS

## 納品書(領収書)

スタンプ貯めてティッシュをゲット  
 ※20L以上ガソリン・軽油で  
 スタンプ1コ! レシートは、  
 発行から1週間有効  
 2019年04月25日 13:40

売上  
 Tカード会員 様

現金会員  
 車両番号 実車番  
 0026-00  
 レギュラー P-05  
 55.02L \*  
 ￥7,978  
 (単価値引 1円 -￥55)  
 値引後単価 ￥7,923  
**合計 ￥7,923**  
 (内消費税等(8.00%) ￥587)  
 お預り ￥10,000  
 お釣り ￥2,077

Tカード番号: [REDACTED]  
 ポイント:基本P 36P  
 特別P 0P  
 今回計 36P  
 利用ポイント 0P

利用可能ポイント 8704P  
 本日付与されたポイントは2~3日  
 目以降に反映されます。有効期限切  
 等の理由で、Tカードにポイントが  
 加算されないことがあります。  
 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ  
 い。  
 現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。  
 ENEOSフロンティア南関東C o  
 DDセルフ掛川インター店  
 静岡県 掛川市上張863-1  
 TEL:0537-22-2299 SS-372534  
 ｼｰﾄNo 2073-02  
 デｰﾀNo7041-7042  
 999監視スタッ 2019/04/25

整理番号	3-12-4-20
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	実践倫理宏正会年会費 (4月分)		
年月日	平成31年 4月 1日~平成 31年 4月 30日	金額	1,000円

会の趣旨・目的	一般社団法人実践倫理宏正会は、生涯学習をテーマに、生活の改善・道義の昂揚及び文化の発展を図るため、生活倫理を実践することを広める活動を行っている。
会の活動内容等	毎朝の朝起会や春秋の大会、適宜開催される座談会や勉強会、講演会では、明るく元気な暮らしを実現した実践例の報告会。
政務活動・県政との関連性	生涯学習や県民生活の向上は県の重要施策である。

<領収書貼付枠> 1,000  
 $12,000 \div 12 \times 1 \text{ か月} = 1,000 \text{ 円}$   
 領収書の原本は 3-12-1-9 に添付

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,000円	1/1	1,000円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収証 増田 亨文 様 No. \_\_\_\_\_

★ ￥ 12,000

収 3/11月 ~ 3/12月分 会費として

30年 / 2月 2 / 日 上記正に領収いたしました



内 訳

秘録金額  
消費税等(%)

コクニ ヴカシ

一般社団法人実践倫理改正会 掛川分所

収 入 紙  
印

整理番号	8-12-1-9
会派代表者	
経理責任者	増田 亨文
経理担当者	

支出証 抛書 (各種団体会費)  
(会派名・議員氏名 自民政学会議・増田 亨文)

経費項目	調査研究費 研修費		
内 容	実践倫理改正会年会費 (1~3月分)		
年 月 日	平成30年12月21日~平成	年 月 日	金額 3,000 円

会の趣旨・目的  
一般社団法人実践倫理改正会は、生涯学習をテーマに、生活の改善・道義の昂揚及び文化の発展を図るため、生活倫理を实践することを広める活動を行っている。

会の活動  
毎朝の朝起会や春秋の大会、道宣開催される座談会や勉強会、講演会では、明るく元気な暮らしを表現した実践例の報告会。

内容等  
生涯学習や県民生活の向上は県の重要施策である。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

《領収書貼付枠》  
12,000 ÷ 12 × 3 か月 = 3,000 円

平成31年度 12月 12,000円 × 1/12月 = 1,000円

按分の理由 全て政務活動にかか ものである	領収書金額(a)	3,000 円	按分率(b)	1/1	政務活動費支出額(a×b)	3,000 円
				100%		

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。





# 会友手帳

一般社団法人 実践倫理実正会

朝の誓

今日一日 三つの恩を忘れず 喜んで進んでいきます  
 今日一日 人の悪をいわず 己の善を誇りません  
 今日一日 負付いたことは 身がらに直ぐ行います  
 今日一日 腹を立てず 不足の思いをいたしません  
 今日一日 三つの無駄を排し 新しく大地に生き甦ります

社団法人実践倫理実正会定款 (抄)

第1章 総則

(名称)  
 第1条 この法人は、社団法人実践倫理実正会と称する。

(事務所)  
 第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区九段北1丁目14番1号に置く。

(支部)  
 第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)  
 第4条 この法人は、生活の改善、道義の弘扬及び文化の発展を図るため、生活倫理を

実践することを弘めると共に、これを各人の生活に融合せしめ、人世の苦悶を解脱し、人と争わず、家庭を明朗化し、各々の業務に精励せしめ、人類永遠の平和を目標に、祖国の再建に資するを目的とする。

(事業)  
 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日本国内及び海外における講習会、講演会、座談会、研修会の開催
- (2) 実践家の建設と経営
- (3) 会員の個人指導と生活に関する相談
- (4) 機関誌『倫風』とその他実践倫理に関する図書の刊行
- (5) 青少年の育成援助事業
- (6) 日本国内及び海外において倫理教育の振興を目的に活動する個人及び団体への支援事業
- (7) その他目的を達成するため必要な事業

① 実践倫理実正会

実践倫理実正会は、明るく元氣な家庭の確立を通じて、万人が共に仕合わせに暮らせる社会の実現を目指す、社会教育団体です。

昭和22年、原爆の余波おさまらぬ広島に創設されて以来、数多の会員たちが、自分も人も共に仕合わせになるためのノウハウを実践して生活を改善し、明るく元氣な家庭を実現して、今日に至りました。

実践倫理実正会の活動は、日々の生活を「より善い」ものにしようと希望する人々の、自主的で自発的な実践努力を中心に行なわれています。実践倫理では「幸せ」を「仕合わせ」と表記します。それは、共に生きる人々と自分とが、互いに「仕え合う」状態が、本当の「仕合わせ」であるからです。

本会では創設以来、「朝起きはお国を興す第一歩」「子供の善導は親の倫理実践から」

② のスローガンを掲げて、共生社会の実現に向かって倫理の普及を幅広く展開しています。

実践倫理とは

実践倫理は、「明るく仕合わせな生活」を実現するための、誰にでもたどることが出来る最も確実な「すじ道」です。端的に言えば、家庭実用を実現していくための「すじ道」です。

戦後、私たちの社会は、衣食住にも事欠く社会から物あふれる社会へと、大きな変遷を遂げました。しかし、社会が変化するよりも、人々が変ることなく望んだものは、やはり明るく仕合わせな家庭の実現でした。

明るく仕合わせな家庭。それは、家族一人ひとりが互いに感謝し合いながら、それぞれの役割を果たすことで築かれます。自分一人だけが、他者の犠牲の上に仕合わせ

③

を築くことはできません。家族一人ひとりが倫理に則った実践をし、その喜びを知ることで、「家庭実用」も、「誰も人もの仕合わせ」も実現していくのです。

思い換えれば、自分が倫理の実践を喜びとすることで、周囲の人々の仕合わせが実現し、それによって自分もより仕合わせになるということです。そしてそれは、家庭ばかりでなく、人間社会のすべてに通じる真理なのです。それゆえ仕合わせとは、「誰も人もの仕合わせ」を実現しようとする「実践」そのもののうちにあると書ってもよいでしょう。

人間にとっての仕合わせを、このように定めて実践倫理は、生活が多様化し、個人主義が蔓延する現代社会にあっても、変わることはない普遍的な価値観なのです。

④ 朝起きはお国を興す第一歩

「朝起き」がなぜ重要と結びつくのでしょうか。それは、国家の主役は「人」であり、その人づくりの第一歩は、朝起きにはじまるからです。

では、なぜ朝起きが人づくりになるのでしょうか。人類はその誕生以来、夜明けとともに起き、太陽とともに活動してきました。それが人間の生活の形でした。しかし、人工の明かりが登場してから、その形は崩れ、さまざまな不自然が生じてきました。その不自然を直し、大自然の環境に合った自然な生活を取り戻すこと、それが、人が人となるための第一歩だからです。

朝起きは活動の第一歩、大自然の夜明けに立ち会い、清々しい空気を胸一杯に吸い込むとき、人の心に清新の気が湧くことです。それは今日一日の精進と充実した生活を心に誓うにふさわしい瞬間です。

第二の効用は、自然のリズムに従った生

⑤

括をすることで、人間の知力や能力が最大限に発揮され、心身ともに健康になることです。朝起きは一日の活動の大きな原動力になるのです。

子供の善導は親の倫理実践から

子供は親の姿を見て育ちます。不作法な親の子が到底正しく育つことはありません。つまり、家庭教育の成否は、親が正しい手本になれるかどうかにかかっています。

親が倫理を実践して生きる、いつも上模範の人であれば、子供も同じように生きたいと思うはず。親の働き行ない子供が心から感服するところから、我が会では、これを「道徳教育」と呼んで家庭教育の基本に据えています。また、我が会の家庭教育の方法としては、「寝て育て」と「捨て育て」を推奨しています。「寝て育て」とは、子供が善い振る舞いをしたときには、すかさず褒めることです。

⑥

褒められた子供は、自分が正しいことをしたのだと確信することができ、いっそう頑張ろうという意欲が湧いてくるからです。「捨て育て」は、親の勝手な押し付けや過干渉、過保護を捨てて、大きなまで包んで見守る教育です。そうすることで、子供は内なる徳性や素質を、自然にのびのびと伸ばしていくことができるからです。

こうした家庭教育の土台には、親の深い愛情と子供による金銭の信頼、絶対信頼の姿勢がなければならぬことは言うまでもありません。